

5 学部・学科別教員組織の状況

<仏教学部 仏教学科（通信教育課程）>

(1) 担当教育表

(省略)

(2) 専任教員数

届出時の計画					変更状況					年齢構成	
教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教員の定年年齢	定年を延長している教員数
13	4	1	0	18	13	5	0	0	18	70歳	2名
(13)	(4)	(1)	(0)	(18)	[0]	[1]	[△1]	[0]	[0]		

(3) 専任教員辞任等の理由

番号	職位	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1	教授	平成22年4月8日死亡。
2	教授	平成25年3月31日付 定年退職

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

<p>教授死亡に伴う平成22年度以降配当年次の担当科目の後任については、他の専任教員と兼任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。</p> <p>また、次年度以降配当年次の科目についても、該当年次までに担当者を決定する予定であり、問題はない。</p>
<p>教授の定年退職に伴う担当科目の後任については、他の専任教員と兼任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。</p>

5 学部・学科別教員組織の状況

<歴史学部 歴史学科（通信教育課程）>

(1) 担当教育表

(省略)

(2) 専任教員数

届出時の計画					変更状況					年齢構成	
教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教員の定年年齢	定年を延長している教員数
9	3	0	0	12	10	4	0	0	14	70歳	1名
(8)	(3)	(0)	(0)	(11)	[1]	[1]	[0]	[0]	[2]		

(3) 専任教員辞任等の理由

番号	職位	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1	教授	平成24年3月31日付契約期間満了に伴う退職。 定年（70歳）後、嘱託教授として雇用継続しており、その期間が満了したため。

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

<p>教授退職に伴う平成24年度以降配当年次の担当科目の後任については、他の専任教員と兼任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。</p> <p>また、次年度以降配当年次の科目についても、該当年次までに担当者を決定する予定であり、問題はない。(24)</p>
<p>教授退職に伴う平成25年度配当年次の担当科目の後任については、他の専任教員と兼任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。(25)</p>

5 学部・学科別教員組織の状況

<歴史学部 歴史文化学科（通信教育課程）>

(1) 担当教育表

(省略)

(2) 専任教員数

届出時の計画					変更状況					年齢構成	
教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教員の定年年齢	定年を延長している教員数
10	0	0	0	10	8	2	0	0	10	70歳	0名
(10)	(0)	(0)	(0)	(10)	[△2]	[2]	[0]	[0]	[0]		

(3) 専任教員辞任等の理由

番号	職位	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1	教授	平成24年3月31日付契約期間満了に伴う退職。 定年（70歳）後、特別任用教授として雇用継続しており、その期間が満了したため。

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

<p>教授退職に伴う平成24年度配当年次の担当科目の後任については、1名の准教授を新規採用しており、また、他の専任教員と兼任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。</p> <p>また、次年度以降配当年次の科目についても、該当年次までに担当者を決定する予定であり、問題はない。(24)</p>
<p>教授退職に伴う平成25年度配当年次の担当科目の後任については、他の専任教員が担当することで補充がなされており、問題はない。(25)</p>

5 学部・学科別教員組織の状況

<文学部 日本文学科（通信教育課程）>

（1）担当教育表

（省略）

（2）専任教員数

届出時の計画					変更状況					年齢構成	
教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計	教員の定年年齢	定年を延長している教員数
10	0	1	0	11	10	0	1	0	11	70歳	0名
(10)	(0)	(1)	(0)	(11)	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]		

（3）専任教員辞任等の理由

番号	職位	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1	准教授	平成25年3月31日付 辞任による退職。 他機関（立教大学 文学部 准教授）就任したため。

（4）専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

准教授からの辞任の申し出以降に、後任として新規に講師を採用することで、
補充はなされており、認可時の教員組織からの変更は生じておらず、問題はない。